

# 新市建設計画

あじむ

いんない

うさ

ゆめをえがいて

まちをおこそう

宇佐両院地域市町合併協議会

平成 31 (2019) 年 3 月変更

宇佐市

## 目 次

I はじめに	
(1) 合併の必要性	
① 広域化する生活圏域	1
② 多様化・高度化する住民ニーズ	1
③ 地方分権の受け皿	1
④ 厳しい財政状況	2
(2) 計画策定の方針	
① 計画の趣旨	2
② 計画の構成	2
③ 計画の期間	2
II 合併新市の概況	
(1) 位置・地勢及び面積	3
(2) 人口・世帯	4
III 主要指標の見通し	
(1) 人口	6
(2) 世帯	7
IV 新市建設の基本方針	
(1) 建設の目標	8
(2) まちづくりの方針	9
(3) 土地利用と地域別整備の方針	11
V 新市建設の根幹となる事業	18
① 美しい環境都市	19
② 住みよい生活都市	20
③ 安らぎの健康都市	24
④ 誇りある文化都市	25
⑤ 豊かな田園都市	28
⑥ 賑やかな交流都市	32
⑦ 慎ましい未来都市	34
VI 新市における県事業	35
VII 公共的施設の統合整備	36
VIII 財政計画	37

## I はじめに

### (1) 合併の必要性

宇佐市、院内町及び安心院町は、大分県の北部に位置します。

北に周防灘が開け、南には、立石山・人見岳等標高1,000m弱の山岳を背景にした風光明媚な地域です。

駅館川を中心として、流域的な結びつきが強く、昭和42年の宇佐市制施行前から、宇佐郡6ヶ町として連帯感の強い地域です。

また、1市2町は、消防や清掃などの共同事務を既に行っているほか、北大道路をはじめ、国道387号や国道500号、主要地方道などの1市2町を連絡する道路整備が進み、共通の生活・経済圏を形成しており、広域的な視点から1市2町が一体となったまちづくりが求められています。

#### ① 広域化する生活圏域

道路網の整備や車社会の進展により、住民の生活圏は、急激な広域化が進んでおり、行政サービスにおいても、個別の市町村の枠組みを超えた対応が求められています。

このため、地理的な面、歴史的な面及び経済的な面から密接な関係にある1市2町の行政が一体となって、広域的かつ効率的な行政サービスを提供する必要があります。

#### ② 多様化・高度化する住民ニーズ

住民の生活様式が多様化や高度な情報化社会の進展に伴い、行政に対する住民ニーズも多様化・高度化しています。

さらに、少子・高齢化の進行に伴い、保健・福祉・医療などの行政需要が益々増える状況にあります。

これらに対応するため、専門的な能力をもつ職員を養成し、この分野での十分なサービスを提供できる施設を整え、多様で高度なサービスを提供する必要があります。

#### ③ 地方分権の受け皿

これからの市町村は、地方自治体が自らの責任のもとで自らの進む方向を定め、具体的な取り組みを実施することが重要です。

地方分権の本格的議論のなかから、国や県からの権限委譲がますます進むと予想されます。自己決定、自己責任の原則による行政施策の推進が求められています。

④ 厳しい財政状況

経済の成長が伸び悩み、国の財政状況は、極めて厳しい状況にあるといえます。地方の行政需要は拡大していますが、地方財政はなお増して厳しいのが実情です。

現行の地方財政制度が今後将来にわたって維持されるとは限らず「地方交付税制度」も大きな変革を迫られています。

今後、交付税や補助金や税収などの歳入の減少に備え、行政のスリム化や一層効率的・効果的な行財政運営を行える体制の整備が必要です。

(2) 計画策定の方針

① 計画の趣旨

本計画は、宇佐市、院内町及び安心院町の合併後の新市を建設していくための基本方針、及び基本方針に基づいた総合的な施策を定め、1市2町の住民の信頼に基づく速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民の福祉の向上を図るものです。

なお、本計画においては、合併後の新市を「新市」、合併前の1市2町をそれぞれ「宇佐市」、「院内町」及び「安心院町」と表します。

② 計画の構成

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の1第1項に掲げる事項に準じて構成することとし、新市建設の基本方針、新市建設の根幹となる事業、公共施設の統合整備、財政計画を中心として構成します。

③ 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成36（2024）年度までの20年間とします。

## II 合併新市の概況

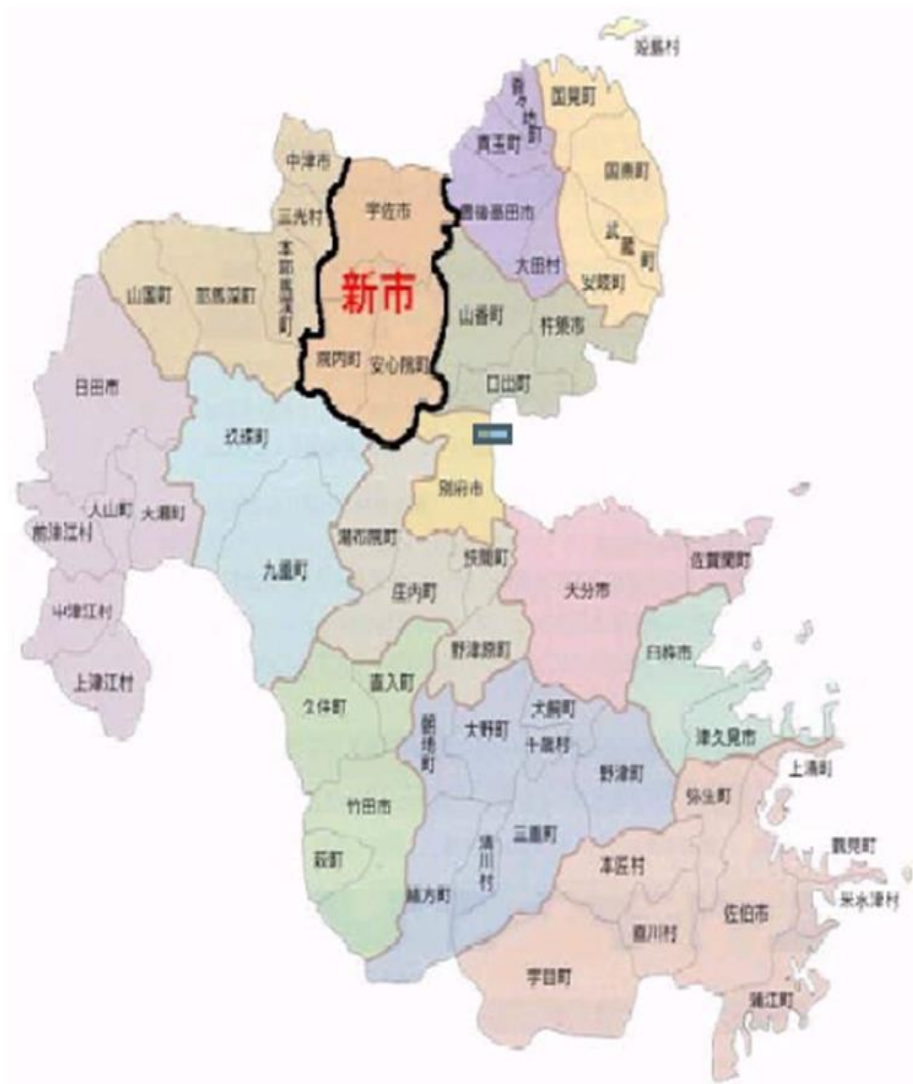
### (1) 位置・地勢及び面積

宇佐市・院内町・安心院町は、大分県北部地域に位置し、南は、玖珠郡、大分郡に接し、西は、中津下毛地域に接し、東は、西高地域及び別杵・速見地域に接しています。

新市全体では、南北約30km、東西約15km、標高差約1kmの広大な地勢となります。大規模な森林地域から中山間地域、内陸盆地地域、平野地域、都市的地域、海浜地域まで非常に多様な地域構成となります。

面積は、新市全域では、439.05 k m<sup>2</sup>となります。

### 位 置 図



## (2) 人口・世帯

宇佐市・院内町・安心院町は、一貫して人口の減少傾向が続いて来ました。地域内の国勢調査による人口は、昭和55年には、67,800人強であったものが、平成12年には62,349人まで減少しています。

市町別の人口構成をみると、平成12年で宇佐市が約79%、院内町が約8%、安心院町が約13%となっています。また、人口の減少率については、宇佐市、安心院町、院内町の順で緩やかな傾向にあります。

65才以上の比率は、院内町、安心院町は平成12年に既に30%を超過しています。また地域全体では、26.8%に達しており、今後この率は更に上昇することが予想されます。

世帯の数は、昭和55年以降、宇佐市では増加傾向、院内町では微減傾向、安心院町ではほぼ横這い傾向が現れています。地域全体では、昭和55年対平成12年で約1割の世帯数が増加しています。世帯の数の地域内構成はほぼ人口の構成に近い率となっています。

少子・高齢化・核家族化は、今後ますます切実な問題と考えられます。

図 人口及び世帯数の推移

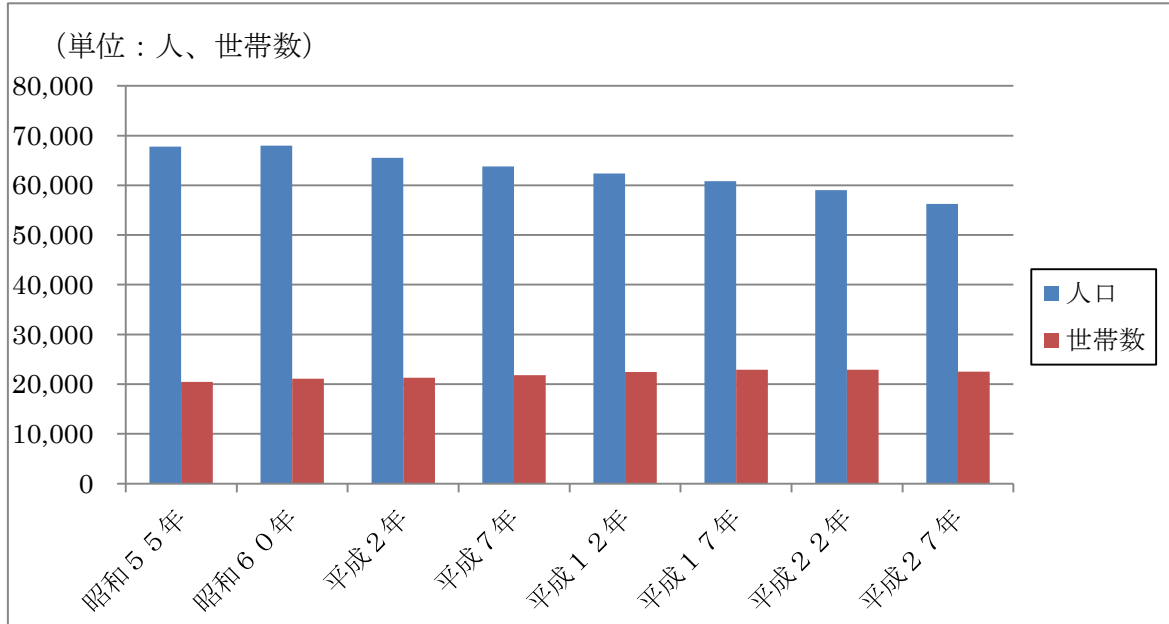


図 年齢別人口割合の推移

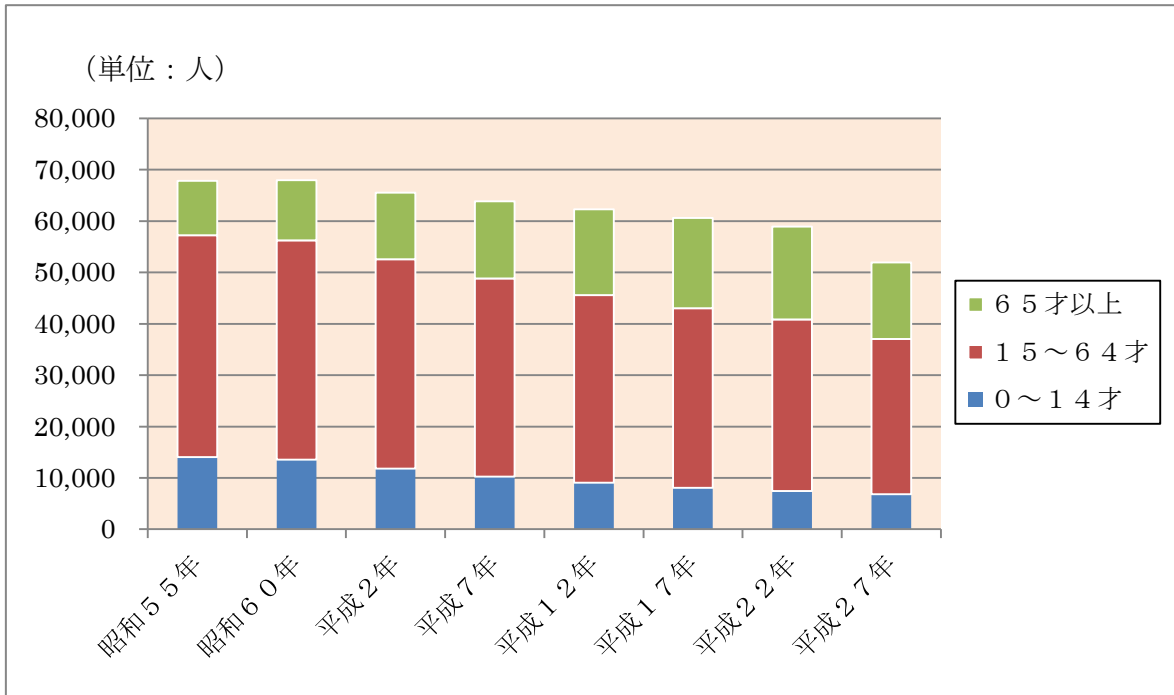
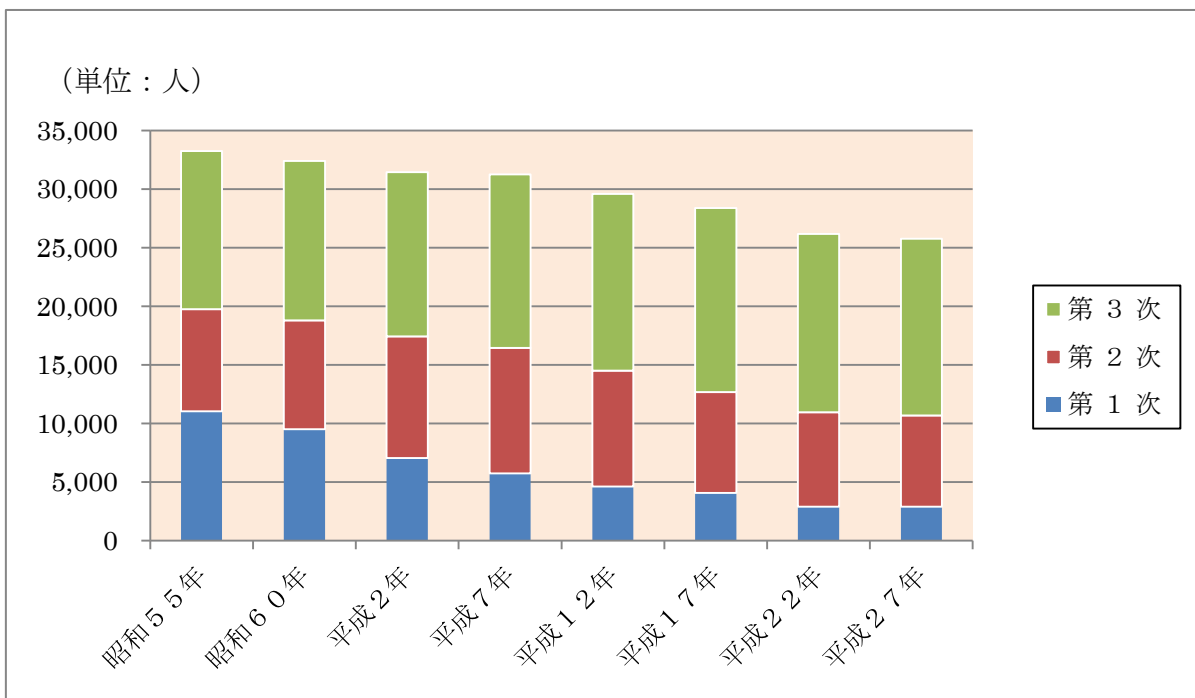


図 就業者人口の推移



### Ⅲ 主要指標の見通し

#### (1) 人口

日本の人口は、平成17年をピークとして減少に転じました。

さらに国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（2012年1月中位推計）」（以下「社人研」）によると2060年には現在の約70%になると予想されています。

平成27年国勢調査による1市2町の合計人口は、56,258人であり、うち80%弱が宇佐市の占める割合となっています。

社人研による本市の将来人口は減少傾向にあり、平成37（2025）年の推計人口は、49,965人となっています。国勢調査を基礎とした人口の推計については、下表のとおり予測されています。

○宇佐両院地域の人口推移（平成30年以降は推計） 単位：人

年区分	宇佐市	院内町	安心院町	地域計
平成7年（1995年）	50,032	5,339	8,448	63,819
平成12年（2000年）	49,312	5,003	8,034	62,349
平成17年（2005年）	48,490	4,693	7,626	60,809
平成22年（2010年）	47,550	4,318	7,140	59,008
平成27年（2015年）	45,982	3,916	6,360	56,258
平成32年（2020年）	43,424	3,698	6,006	53,128
平成37年（2025年）	40,838	3,478	5,649	49,965

注：平成32年以降の地域ごとの人口は平成27年の人口比を基礎として算定しています。

○年代別の人口推移（平成30年以降は推計） 単位：人、%

年区分	若年人口 0-14歳	生産年齢人口 15-64歳	高齢者人口 65歳以上	高齢化率
平成7年（1995年）	10,237	38,612	14,965	23.45
平成12年（2000年）	9,053	36,557	16,694	26.78
平成17年（2005年）	8,094	34,948	17,591	29.01
平成22年（2010年）	7,464	33,365	18,063	30.67
平成27年（2015年）	6,823	30,284	19,151	34.04
平成32年（2020年）	6,351	27,142	19,635	36.96
平成37年（2025年）	5,786	25,039	19,140	38.31

注：年齢不詳の値を含むため、表内及び2つの表で不一致の場合があります。



以上のような要素を勘案して、平成36（2024）年の新市の将来人口を53,000人に設定していくこととします。

また、この段階での高齢化率は40%と予測できます。

## （2）世帯

1世帯当り人員は、今後さらに核家族化が進展し、平成36（2024）年では、2.34人へと減少するものと想定されます。

世帯数の見通しは、総人口と1世帯当たりの人員の見通しから、22,600世帯と推定されます。

## IV 新市建設の基本方針

### (1) 建設の目標

#### ① 広域的な位置づけと役割

新市は、大分県北圏域に属します。西に中津下毛地域、東に西高地域と隣接し、共に「緑の田園と高度技術産業が調和するガーデン・シティー」ゾーンとして、大分県新世紀創造計画地域編に位置づけられています。

特に、西高地域とは、一部事務組合を構成し、現在、平成22年を目標とした第4次ふるさと市町村圏計画を策定し過疎地域にあっても、高度で安定的な行政サービスを行うため連携を深めています。

さらに、地方拠点都市地域の整備に関しては、日田市郡を加えて「大分県北・日田地方拠点都市地域」として基本計画が策定され、地方定住の核となる「職・住・遊・学」の備わった魅力的な圏域の一郭を担う地域をめざしてきています。

このように、新市は、中津下毛地域と西高地域との中間点であると同時に、大分市・別府市といった県都圏と北九州経済圏との中間点となる地域に位置しています。

#### ② これまでの取り組み

合併前の各市町は、「市民が誇りをもち、いきいき暮らせるまち」、「美しい町、花のある町、健康な町」、「安心の里づくり」をめざし、共通の風土や経緯のなかで、同じような問題と同時代の課題に果敢に立ち向かってきました。

施策の基本目標や施策体系に表現の差はありますが、総合行政体としての必須事業はもちろん、各地域の課題と条件に応じた積極的な施策を展開してきました。

社会基盤整備では、交通通信体系の整備を主な課題として、自然環境に対する配慮なども含めて対応してきました。生活基盤の整備では、上下水道、住宅整備、環境衛生施設の整備などが中心となっています。保健福祉の分野では、保健活動の活発化、高齢者を中心とした福祉の強化、介護保険体制の確立などに取り組んできました。教育文化に関しては、学校教育施設の拡充と生涯学習のためのソフト活動の充実を図ってきました。特に、地域文化・習俗や文化財保護などを課題としてきました。産業振興の分野では、農業の振興を核に企業の誘致や観光施策の拡充を図り、特にグリーンツーリズムなど新しいタイプの振興策も掲げてきました。また、国際化・NPO・女性参画・新規就農など新しい課題への取組も活発化してきています。

今後も、これらの体系的な施策を、財政との均衡を保ち、行政改革努力を押し進めながら展開していく必要があります。

## (2) まちづくりの方針

### ① まちづくりの基本方向

私たちの新市は、まず新市民の互いの信頼から始まります。住民生活のレベルで地域内の融和と連帯により新市の信頼の基盤をつくりましょう。

新市の理念は、6万2千人の新市市民の誰にでも理解が得られもので市民活動や施策展開、関連計画の策定、行政運営などのいろいろな場面でこれらに関わる人の念頭に置かれるものであることが重要です。

私たちのめざす、新市は、次のような未来像を設定し、スムーズな地域の一体性を確保していきます。

### 彩りに満ちた暮らしの元気都市

私たちの新市の自然は、長い海岸線と穏やかな海、広い平野、緑濃い森林、豊かな水をたたえた河川などで構成され、変化に富んでいます。また、宇佐神宮や東西別院、龍岩寺、鰻絵、石橋などの歴史遺産が数多く残されています。そして、周防灘からの豊かな水産物、平野部での土地利用型農業、山間部での高付加価値農業、情報技術・自動車等の技術産業、歴史遺産やグリーンツーリズムを活かした交流・観光など多彩な産業活動が活発に行われています。

このような恵まれた条件を活かし、全新市民が一体となった新しいまちづくりは、自然、歴史、産業の様々な彩りの中で人々が元気に暮らすまちをめざします。

新市の地域は、439.05 k m<sup>2</sup>の変化に富んだ広大な地勢です。広大な地勢を2つのエリアに大きく区分して捉え、地域性に適合したまちづくりの方針を設定していきます。

まず、一つのエリアは、県下に誇る、よく整備された広大な耕地を利用する大規模土地利用型農業の推進と交通利便の要衝とダイハツ進出の機を捉えた情報技術・自動車関連等の高度技術産業の誘致を促進し、食品関連など地場産業の育成や、地域農業と工業との連携に配慮した田園工業都市エリアを形成します。

旧宇佐市域については、「田園工業都市エリア」として、広く美しい農地とその周辺に高度技術企業群が立地する都市エリアをめざします。

次に、二つ目のエリアとして、付加価値の高い特色ある産品と観光との融合により更に付加価値を生み出す農業と緑の山間地に小規模・先端技術企業が数多く点在する産業エリアをめざします。

この旧宇佐郡域については、「中山間高付加価値産業エリア」と位置づけます。ブドウやユズに代表される地域の特色ある産品を背景に、付加価値の高い商品を生み出し、有利に販売する農業を推進するとともに、グリーンツーリズムや体験農業など観光との融合によって更に付加価値を生み出す農業を推進します。

また、小規模でも高度な技術力や先端的ノウハウを有する、ファブレス・先端ベンチャー企業等の誘致を促進して、ダイハツ進出や前掲の田園工業都市エリア企業群との連携を図ります。

この理念のもとでの新しいまちづくりは、7つの分野ごとに基本目標を設定してすすめます。

## まちづくりの基本目標

美しい環境都市

住みよい生活都市

誇りある文化都市

安らぎの健康都市

豊かな田園都市

賑やかな交流都市

慎ましい未来都市

### (3) 土地利用と地域別整備の方針

#### 1. 土地利用の方針

新市の地域は南部から北部に向かって、森林地域から中山間地域、盆地地域、平野地域、都市的地域、海浜地域と連なる多様な土地資源を有しています。全域で439.05 k m<sup>2</sup>の広大な区域となりますが、限られた土地を守り有効に活用するために長期的・計画的な土地利用が必要です。恵まれた森林や農地や海浜、優れた景観に感謝しながら、この保護・保全・継承と利用・開発とに均衡ある方針を定めます。

また、都市計画や農業振興地域整備計画や地域森林計画等の推進にあっては、新しい枠組みのなかでの位置づけを行っていく必要があります。

新市の均衡ある開発と自然環境保全を図るため長期展望に基づき計画的かつ総合的な土地利用対策に努めます。

#### ① 地域特性を生かした土地利用

新市全域の調和のとれたまちづくりのため、それぞれの地域形成の過程や現況の機能を踏まえた市街地形成や田園集落の整備や森林地域、海浜地域の保全などの土地利用を行います。

#### ② 地域内の連携と広域的視野の土地利用

地域の個性的な魅力を引き出す土地利用と同時に、新市のなかで求められる新たな連携による合理的な土地利用をめざします。

特に駅館川の上・下流域での連携や森林と海辺との相互協力による適正な国土の維持に努める必要があります。

#### ③ 自然環境の保全に着目した土地利用

企業誘致や住宅地開発や商業・観光開発など都市的機能の整備のための土地需要や道路整備をはじめとした公共施設整備用地への土地利用転換は、自然環境の保全、景観の維持や創造に十分配慮しながら秩序ある土地利用を推進します。

#### 2. 地域整備の現状と方向性

私たちの新市は、3つのコミュニティ単位としてのまち、4つのゾーン、5つの主な川、6つの交通骨格、という重要な要素で構成されています。

これらの各要素は、合併により、位置づけが変化するものではありませんが合併により担うべき役割と結びつきは、少し変化します。

これらの要因に着目して、地域整備や都市形成の方向性を考えていきます。

宇佐両院地域は、明治の大合併以降は宇佐郡27ヶ町村となりました。昭和の大合併により6ヶ町の体制となり、昭和42年に現在の宇佐市が誕生し1市2町の体制が整えられました。今回、宇佐両院地域の合併を検討するなかで、明治以降の歴史的経過を踏まえ、今後の新市の融和と一体的な住民福祉を向上しなければなりません。

そのため、単位となる地域コミュニティの醸成は不可欠となります。

地域の生活や伝統文化は、地域の人々の力で維持されています。合併によりこの住民自治の単位をなくすのではなく、さらに競い合いながら新しい文化を創造して行く必要があります。

このため、1市2町の成り立ちや一貫した取り組みに配慮して、今後のまちづくりの方向性を探ることが有益と考えられます。

### 3つのまち

#### ①宇佐タウン

昭和42年の合併から35年が経過し、県北地域の中核都市に発展した宇佐市は、悠久の歴史を誇る宇佐神宮と広大な平野に象徴されるおおらかで豊かなまちです。

旧四日市町の区域は、海岸部から森林部まで広大で多彩な機能を有しています。四日市は、宇佐両院地域の商業の中心地として機能しています。

今後も、商店街の活性化、歴史的町並み保存、TMOの活用などに配慮して、中心市街地の充実を図る必要があります。

旧駅川町の区域は、宇佐市の官庁街や工場団地を形成する区域です。

また、地域の象徴である駅館川が貫流し、院内町と安心院町との接続点にあたります。今後も、都心としての機能の充実が必要となります。

旧宇佐町の区域は、宇佐神宮を核とした観光や文化財等のまちで、集团的農地や山林地域にも恵まれています。

今後も、宇佐両院地域の観光ルート化をめざして、宇佐神宮を観光拠点としたまちづくりをすすめます。

旧長洲町の区域は、長洲・柳ヶ浦地区が市街地を構成しています。長洲地区は、歴史ある漁村としての価値と海浜部地域の生活の基盤機能を担っています。

柳ヶ浦地区には、JR柳ヶ浦駅が中心にあり、今後、宇佐両院地域の表玄関としての整備をすすめます。

## ②院内タウン

院内町の区域は、旧5ヶ村の合併で成り立ち、森林地域を隔て、玖珠、耶馬溪地域と背中合わせです。恵良川とその支流域に広がる豊かな自然を基礎として、水稻とユズを中心とした農業と内陸型工業誘致を推進し、文化遺産としての石橋を活用したまちづくりに努めています。

また近年、スポーツを軸とするハード・ソフトの充実を推し進めています。今後は、大別して、円座地区を境に、北部タイプと南部タイプの振興策を練る必要があります。交通便利を確かなものにして、中山間地域の魅力を最大限に利用した活性化をすすめ水清く美しいまちづくりをすすめます。

## ③安心院タウン

安心院町の区域は、旧宇佐郡6ヶ村に速見郡の一部が編入された経過があり、別府・速見・湯布院などの地域と隣接しています。安心院盆地を中心とした町で、この盆地に流れ込む津房川の各支流域に農地が帯状に広がっています。丘陵地での、ブドウ栽培が特徴です。

安心の里づくりを合い言葉に、グリーンツーリズムや新規就農者の誘致など新たな視点での農業や内陸型工業誘致に取り組んでいます。

今後は、盆地タイプと流域タイプのそれぞれの現状と特性に着目して振興策を定めていきます。心あたたかいまちづくり、安心の里を全国へ発信できるまちづくりをすすめます。

## 4つの区域

新市は、自然条件や土地利用の機能や地域の役割に応じて地域ごとに特色のある形成過程をたどった4つのゾーンに区分して考えることができます。

今後も、ゾーンの役割を発揮しながら、ゾーンの特性に応じた土地利用や振興を図ります。

### ①海浜ゾーン

このゾーンは、豊かな海に面したベルト状の地帯です。水産業の拠点地域で旧来より商業・流通の拠点としても重要な地域です。

### ②平野ゾーン

このゾーンは、宇佐平野を構成する地域で概して都市計画の区域です。

農業の根幹となる集团的農用地と中心市街地や官庁街などの区域が形成され、さらに観光・工業の拠点など多様な都市機能を担う新市の中心的地域となります。

### ③山郷ゾーン

山郷ゾーンは、平野ゾーン以南と森林ゾーンとの中間的地域で、主に旧院内町、安心院町の盆地や河川沿いに連なる農業集落区域や丘陵地帯に開発されたぶどう園地等で構成されています。

また、山村集落や里山といわれる区域を包括しています。宇佐市においても伊呂波川、寄藻川の上流地域に同様なゾーンが散在します。

### ④森林ゾーン

森林ゾーンは、概して山郷ゾーンの南部に隣接する森林、山林、原野等を構成する地域です。宇佐市、院内町、安心院町のうち概ね標高300mを越える地域となります。

## 5つの川

宇佐両院地域には、院内町を貫流する恵良川と安心院町を貫流する津房川とが、合流して宇佐市の中心部を南北に流れる駅館川があります。

この川こそ地域の最も大切なシンボルです。

また、この西側には伊呂波川、東側には寄藻川が平行して流れ周防灘に注ぎます。これらの川が形成した森林と平野と海が私たちの宇佐両院地域と言えます。

新しいまちの上流地域と下流地域の連携をさらに深め、利水・治水対策を考えていきます。

### ①駅館川

駅館川は、恵良川と津房川の流れを集める宇佐両院地域の合併の最も象徴的な存在です。豊かな森林と豊かな海を繋ぐ豊かな水を享受できるように、総合的な保全策と利用策を構築する必要があります。

### ②恵良川

恵良川は、日出生台を源流域としており、演習場の裸地化による保水力の減衰が問題となっています。また、院内町のほぼ全域を流域として、三又で津房川と合流し駅館川となります。宇佐平野西部地域を潤す水路の頭首工も恵良川にあります。



全国的に有名な院内町の石橋群はすべて、この川の本、支流に架かっています。今後、恵良川上流域での新市の水資源確保対策に配慮し、森と川と水との共存をめざします。

### ③津房川

津房川は、深見川や佐田川などの流れ集めやがて恵良川と合流し、駅館川となります。日出生ダムから山中部導水を通り、日指ダムへ蓄えられた水を再び集める津房川には、院内町広瀬に宇佐平野東部を潤す広瀬水路頭首工があります。日本の滝百選の東椎屋の滝や福貴野の滝は、豊かな森林を背景とした水豊かで美しい環境都市の象徴です。

豊かな森林を守り、豊かな資源を有効に享受する方策を講じます。

### ④伊呂波川

伊呂波川は、駅館川の西側を流れ、主に旧四日市町の区域を流域としています。

源流地域での景観保全や多自然型の川づくりが必要です。

### ⑤寄藻川

寄藻川は、駅館川の東側を流れ、主に旧宇佐町の区域を流域としています。宇佐両院地域の観光拠点にふさわしい河川環境を整える必要があります。

## 6つの幹線

宇佐両院地域には、地域構造で特に重要な役割を持つ幹線施設が6路線あります。

これらの6路線が地域交通体系の骨格ですが、これらに接続する各級の道路の整備により新しいまちの交通ネットワークを構成する必要があります。

### ①JR日豊本線

地域内唯一の鉄道であり、地域の重要な社会資本として機能してきましたが、近年の道路交通体系の発達にともなって、駅や駅前開発など新たな模索も必要です。

### ②東九州自動車道・北大道路

北九州と大分とを結ぶ北大道路は、宇佐市、院内町、安心院町を通過しており県北地域の道路交通体系の中心をなしています。

東九州自動車道の開通により、さらには、区間の4車線化やインターチェンジの改良など新市の拠点となる高速交通体系の整備を促進します。

北九州経済圏と大分経済圏の中間点にある交通利便を最大限に生かした地域づくりを進める必要があります。

### ③国道10号

国道10号は、九州東岸地域の大動脈です。

中津市や豊後高田市等の県北圏との交流に最も身近な生活路線として今後も大きな使命をもっています。

### ④国道387号

国道387号は、駅館川が宇佐平野に流れ込むように、その脇に沿って道路が走っています。法鏡寺・円座間をはじめ今後とも、宇佐両院地域のスムーズな交流と融和を繋ぐ地域内の最重要路線として位置づけられます。また、玖珠街道としての機能も果たしています。

### ⑤国道500号

地域内の国道としては、最も若いこの500号は、院内町、安心院町を横断的に走り、別府市及び本耶馬溪町に通じています。特に安心院町と院内町との交流に重要な路線として位置づけられます。

### ⑥県道佐田駅川線

地域内には、多数の主要地方道がありますが、この一般県道は、宇佐両院地域、特に安心院町と宇佐市とを直接結ぶ唯一の道路としての重要な役割があります。

安心院町の北部域と宇佐市の中心地域を直接結ぶ生活道路として連接する道路を含めた整備を進めます。

# 新市地域イメージ図



## V 新市建設の根幹となる事業

新市は、前章に記載した各種の自然条件や社会要因で構成されています。

これらの要因に着目して新市の方向性を考え、新市の理念を実現するため、まちづくりの方針に従った施策の体系を設定します。

これまで宇佐市、院内町、安心院町が営々と取り組んできた町づくりを継承し、さらに新たな課題や将来の方向を踏まえ、新市が成熟した都市となるため、取り組むべき施策について、基本目標に応じた次の7つの施策体系に区分していきます。

## ①美しい環境都市

### 環境との調和と共生をめざす美しい環境都市

美しく健全な循環型社会を形成するため、日常活動・事業活動による自然環境への負荷を少なくし、生態系を崩さない環境保全対策を推進し、環境都市をめざします。

**環境保全** 暮らしや環境を守るため、行政と企業が協力しながら環境管理に関する国際規格（ISO）を取得し、環境負荷を減らす取り組みを推進します。また、大気・水質の保全のため監視を行い環境の保全に努めます。

**自然保護** 美しい海岸線や清流の河川を守るため、水辺環境、護岸、植生の保全を行います。また、上流地域においては、水源のかん養等の公益的機能を高めるため、適正かつ計画的な森林の保全管理を推進します。

**リサイクル** 市民と行政が協調し、資源ゴミの回収やリサイクルを推進するとともに、畜産廃棄物の循環利用など環境保全型の農業を推進します。

**水資源** 水は、生活と産業に最も大切なものです。森林の保全・水源のかん養と水の利用を統一的に考えた、森林整備、産業利用、上・簡易水道利用、汚水処理対策などを合理的に推進します。

< 主要な施策・事業 > 合併処理浄化槽整備事業

**景観形成** 海・川・山などの自然景観の保全や歴史的町並み等の整備に努めます。市民に潤いを与え、訪れるものにも感動を生む景観づくりを進めます。

< 美しい環境都市をめざすため、他の政策体系で総合的に実施する主要な事業 >

スポーツ公園整備事業、環境公園建設事業、緑の基本計画策定事業、焼却場建設事業、簡易水道施設整備事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業 等

## ②住みよい生活都市

### 自然と調和し安全かつ快適な住みよい生活都市

暮らしに関わる身近な行政サービスを拡充し、基本的な社会資本の整備に努め、生活都市をめざします。

**土地利用** 新市の均衡ある開発と自然環境保全を図るため計画的かつ総合的な土地利用対策に努めます。  
また、将来の土地利用の基礎となる地積調査事業を推進します。

<主要な施策・事業> 地籍調査事業

**市街地** 新市の玄関口としてのJR柳ヶ浦駅周辺の整備を進めます。  
また、中心市街地として四日市地区の街なみ環境整備や活性化基本計画事業を進めます。

<主要な施策・事業> 街なみ環境整備事業  
活性化基本計画事業

**住宅・宅地** 民間開発行為の適正な規制・誘導に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備を奨励します。

<主要な施策・事業> 既存公営住宅改善事業  
公営住宅建設事業

**道路・交通** 広域的かつ効率的な新市の道路整備計画を策定し、計画的な道路整備を促進します。

院内インターチェンジの双方向化や東九州自動車道の整備促進、国道10号、国道387号、国道500号の整備促進のため、国や県等の関係機関に要請し連携・交流のための道路骨格の整備に努めます。各地域の状況に即して地方道の整備、生活道路整備、自歩道整備、橋梁整備等を進めます。また、国道10号の主要地点に道の駅を設置し、安全で快適な道路ネットづくりを進めます。

鉄道及び路線バスについては、利便性の確保やバリアフリー化を関係機関に働きかけます。特に、過疎地域のバス運行については、積極的な助成のもとで路線の維持に努めます。

なお、公共交通の空白地域を極力解消するため、コミュニティ福祉バスの運行を行います。

<主要な施策・事業> 市道自歩道新設事業  
辺地対策事業  
橋梁整備事業  
臨時地方道整備事業  
市道路改良事業  
過疎バス運行助成事業  
県道整備事業  
道の駅新設事業

**情報・通信** 光ファイバーなどの情報通信基盤の整備について、大分県や民間企業との連携をふまえながら、推進します。  
また、移動用通信鉄塔の整備を促進し、通信の利便確保に努めます。

<主要な施策・事業> 情報格差是正対策事業  
地域インターネット基盤整備事業  
移動通信用鉄塔整備事業

**公園・緑地** 緑の基本計画を策定し、市民の憩いの場・ふれあいの場の確保と災害時の避難場所としての役割を担う公園や広場を整備します。

<主要な施策・事業> 地域公園整備事業  
スポーツ公園整備事業  
環境公園建設事業

**清 掃** ごみの削減や・資源化の推進のため分別収集の徹底とリサイクル情報の充実に努めます。また広域圏事業によるゴミ処理場設置を推進します。

<主要な施策・事業> 焼却場建設事業

**火葬・墓地** 火葬場や墓地については、現在の利用状況や広域的な連携を勘案しながら適正な整備を進めます。

**交通安全** 歩道設置など交通安全施設の整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した整備を進めます。また、運転者のマナーの向上や交通弱者を中心とした交通安全教育の推進、交通安全施設の整備充実を図ります。

<主要な施策・事業> 交通安全施設等整備事業

**消防・救急** 消防救急業務については、近隣市町村や広域市町村圏事務組合との連携を進めるため、施設・装備のより一層の充実強化を図ります。

また、消防業務の複雑化・専門化に即応し得る高度で専門的な消防団員の養成を図り、効果的な消防活動の基盤を強めます。

<主要な施策・事業> コミュニティ消防センター建設事業  
小型動力ポンプ付積載車  
消防・救急施設等整備事業  
防火水槽新設・蓋掛工事

**防災・防犯** 防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など、日頃から防災に対する備えを保ち、災害発生時に迅速で適切な対応が可能なよう、組織体制の強化充実を図る。また、万一の災害発生時における被害を最小限に抑えるため、防災行政無線のデジタル化や個別受信機の整備や各種の防災対策施設の整備と情報基盤緊急整備事業等の推進を図ります。

また、都市化の進展や社会構造の複雑化に伴い、犯罪形態も複雑、多様化しています。防犯意識の高揚や防犯活動の推進を図るとともに、防犯灯など防犯環境の整備に努めます。このため、市が警察、住民との連携を図り、自主防犯組織の育成など地域ぐるみによる地域安全活動を積極的に推進し、安全で安心なまちづくりの実現を図ります。

<主要な施策・事業> 防災行政無線個別受信機設置事業  
森林居住環境整備事業  
防災施設整備事業  
防災行政無線デジタル化事業  
情報基盤緊急整備事業（水防情報等の高度化）  
中山間地域総合整備事業（防災安全施設整備）  
防犯施設等安全環境整備事業  
防犯広報啓発事業



**治水・治山** 土砂の流出や崖崩れ等の災害防止のため、治山事業、砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。  
また、治水機能の強化のため河川改修を推進します。

<主要な施策・事業> 高潮対策事業  
急傾斜地崩壊対策事業  
治山事業

**上・下水道** 市民生活に最も重要な給水を確保するため、簡易水道事業の拡充強化を図ります。  
また、下水については、市街地における公共下水道事業の推進と農村地域での農業集落排水事業の計画的推進を図ります。

<主要な施策・事業> 上水道・簡易水道 施設整備事業  
公共下水道事業  
特定環境保全公共下水道事業  
農業集落排水事業

### ③安らぎの健康都市

#### 地域社会が連帯した保健と福祉で安らぎの健康都市

だれもが安心して暮らせるまちづくりを新しい枠組みのなかで構築し、人にとって最も大切な健康都市をめざします。

**地域保健** 全ての市民が健やかに暮らすため、自らの健康管理のため意識啓発を行います。また、生涯学習や栄養指導などを通じて、健康教育の充実を図ります。母子保健事業、老人保健事業から児童・生徒の健康診断までライフサイクルに応じた保健指導活動・健康相談活動と健康診査体制の充実を図ります。

<主要な施策・事業> 保健福祉センター建設事業

**地域医療** 医療機関との広域的なネットワークを構築し、医師会との連携強化を図り、質の高い地域医療体制サービスの提供と医療情報の提供に努めます。また、小児救急医療体制の整備を積極的に推進します。

**地域福祉** だれもが安心して暮らせるまちづくりのために、全ての市民が利用しやすいユニバーサルデザインによる施設整備や公共空間づくりに努めます。高齢者や障害者（児）の在宅福祉サービスを充実し、積極的な社会参加ができる仕組みづくりを進めます。児童福祉の充実については、少子化対策、児童虐待防止等の積極的な施策を推進します。また、多様化する福祉施策の需要に対応できるマンパワーの確保育成を図ります。行政サービスと連携する社会福祉協議会やボランティアネットワーク、NPO組織の育成を図り、相互の協議と協力により地域で助け合う仕組みを整備します。

<主要な施策・事業> 老人福祉施設新築事業  
保育所建替え事業  
総合社会福祉センター整備事業

**国民年金 健康保険 介護保険** 国民年金、国民健康保険、介護保険については、制度の周知を図るとともに、健全な制度の運営に努めます。

**福祉バス** 高齢者等の生活の足を確保する福祉バス事業の強化を図ります。

<主要な施策・事業> コミュニティ福祉バス運行事業

## ④誇りある文化都市

自然の恵みと特徴的な文化遺産の継承と創造で誇りある文化都市

個性的な文化遺産に誇りをもち、学校と社会とが手を携えて  
人を育み、創造を生む文化都市をめざします。

**生涯教育** 多様な市民ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。  
さらには、ボランティア活動などの地域活動を支援します。  
このための拠点となる施設や設備を充実します。

< 主要な施策・事業 > 自動車図書館設備整備事業  
市民図書館整備事業  
中央公民館改築事業  
地区公民館整備事業  
図書館拡充強化事業  
学習活動支援設備整備事業  
生涯学習振興事業

**学校教育** 国際化、少子高齢化、情報化に対応した教育を進め、特色ある開かれた学校づくりに努めます。家庭、学校、地域社会が一体となった取り組みで豊かな人間性を培う教育を推進します。  
学校教育の方針決定や事業・運営等に関し広く市民の意見を聴取しながら教育行政を進めます。学校規模の適正化、校舎や体育館等の計画的改築、情報化設備の整備、学校給食の充実を図ります。  
また、中高一貫教育の推進に努めます。

< 主要な施策・事業 > 小・中学校校舎改築事業  
小・中学校屋内運動場改築事業  
小学校プール改築事業  
学校コンピュータ・LAN整備事業  
外国青年招致事業（中学校）  
給食センター改築工事  
学校給食調理場増設事業

**人権教育・啓発** 市民一人ひとりの努力と活動により、社会生活の全般にわたる差別を許さず基本的な人権を守る地域を目指します。

そのため現行の「人権教育のための国連10年行動計画」に続く新たな人権に関する計画を策定し、すべての市民が人権を正しく理解し人権擁護に努める人権教育・啓発活動を積極的に行います。

**文化芸術** 市民が心豊かに暮らすため、地域の伝統や文化を生かした、市民相互のふれあいを創出する文化活動の振興を行います。このため、質の高い文化、芸術等の鑑賞機会の充実やみずから新しい文化を創造する各種団体の育成に努め、文化会館等の拡充整備を行います。

<主要な施策・事業> 文化会館改修事業  
芸術文化振興事業

**文化財** 本市は、宇佐神宮をはじめ、石橋群や鰻絵など、誇りある歴史と文化のまちです。

各種の文化財の外、今後さらに多くの文化財が発掘、発見されることが予想されます。市民の理解と協力で貴重な文化財の保存と活用を推進します。

<主要な施策・事業> 史跡等保存整備事業  
遺跡群発掘調査事業  
指定文化財保存活用事業  
民俗文化財保存伝承事業

**スポーツ** 市民相互のふれあいを創出し、心身の健康の増進を図るためスポーツ事業の普及・充実や指導者の確保を図ります。

誰もが気軽に利用できるスポーツ施設の整備を行います。

また、二巡目国体の円滑な運営を進め市民の機運の醸成に努めます。

<主要な施策・事業> スポーツ公園施設整備事業  
総合体育館整備事業  
国体施設整備事業（相撲場・野球場）  
大分国体大会運営事業  
総合グラウンド整備事業

**博物館構想** 地域の歴史、遺跡、文化財、大切な文化、習俗などの保存・継承と先哲、先人の遺業の顕彰と保存活用のため中心となる博物館施設の建設を進め、市内に点在する古墳などの遺跡などと連携した保存展示を行います。

<主要な施策・事業> 市民博物館建設事業

## ⑤豊かな田園都市

### 多様で広大な自然資源を活用した豊かな田園都市

豊かな農地、豊かな森林、豊かな海、豊かな文化遺産など地域の資源を最大限に活用して産業の一体的振興及び企業誘致を推進し、豊かな田園都市をめざします。

**農 業** 農業は、本市の最も重要な産業です。

土地利用型作物を主体に、複合経営農家が多数を占めています。

農家の兼業化、高齢化と後継者不足などの状況下で耕作放棄地の増加や農村集落の維持までもが問題となってきています。農地の流動化で経営規模の拡大を図り、高収益作物の導入で農家の経営基盤を向上することが必要です。また、多面的・公益的機能を担っている中山間地域の農業を積極的に支援し、都市と農村の交流を活発化します。さらには、新しく農業を始める農家等を積極的に支援することも必要です。農地や農業水利施設や農道などの農業生産基盤施設の効率的維持管理を行い、一層の整備を推進します。また、新作物の導入や新技術の活用、流通体制の変革に対応した販売体制の確立など生産流通の体制整備を推進します。農村の生活環境の改善や農業団体の育成強化に努めます。これらの施策を推進するため、効果的な助成・支援の体制を整えます。

- < 主要な施策・事業 >
- 生産振興総合対策事業
  - 農業経営構造対策事業
  - 新山村振興等農林漁業特別対策事業
  - 水田農業経営確立条件整備事業
  - ふるさと農道緊急整備事業
  - 基盤整備促進事業
  - 基幹水利施設管理事業
  - 国営造成施設管理体制整備促進事業
  - 家畜排泄物処理施設整備事業
  - 団体営里地棚田保全整備事業
  - リースハウス整備事業
  - 農免農道整備事業
  - 園芸産地改革促進生産対策事業(果樹・野菜・花き対策)

新規就農者支援対策事業  
新規就農者農家住宅建設事業  
広域営農団地農道整備事業  
水田農業活性化緊急排水対策事業  
基幹水利施設補修事業  
農地防災事業  
農地保全事業  
農村振興総合整備事業  
中山間地域総合整備事業  
（両院２期地区、ほ場整備、  
農道整備、農業集落道整備、  
農業用排水施設整備、  
畑地かんがい施設整備）  
畑地帯総合整備事業  
一般農道整備事業

**林業** 森林は、木材等の林産物の生産機能を有し、あわせて国土保全、水源のかん養など多様な公益的機能を有しています。林業を担う人材の育成や生産基盤の整備を図り、森林の高度利用と公益的機能の保全を進めます。

<主要な施策・事業> 林道開設事業  
林道整備事業  
森林居住環境整備事業

**水産業** 干潟域、沿岸域での漁業経営が主体でその数も減少傾向となっています。担い手の育成と流通体制の整備に努め、生産基盤の整備を進め資源管理型漁業を推進します。また、河川環境の保全と水産資源の繁殖に努め、内水面漁業の振興を図ります。

<主要な施策・事業> 漁業集落環境整備事業  
広域漁港整備事業  
沿岸漁業漁村振興構造改善事業  
河川放流事業  
種苗等放流事業  
河川河床耕転事業

**商 業** 郊外型大型小売店舗の進出は一方で消費者利便の向上に寄与していますが、一方で既存商店街や地元商店へ大きな影響を与えています。

商業・サービス業の安定した経営のため経営相談や融資制度の充実や新事業創出の支援を図ります。また、商工会議所・商工会の活動の支援を行い、商店街等の整備を推進します。

<主要な施策・事業> 空き店舗等利用活用事業  
小規模事業経営支援事業

**工 業** 地場産業の経営者意識の高揚や先端技術産業に対応できる人材の育成を図ります。産業間、地域間の交流や商工会議所、学校等との連携を深め、地場産業の組織化を進めます。

<主要な施策・事業> 小規模事業者指導地域振興事業支援

**企業誘致** 中津市へのダイハツ車体(株)の進出を契機に雇用力ある優良企業の誘致活動を展開します。需要に応じて新たな工業団地を確保し、交通アクセスの向上を図り、企業進出と若者の定住策を講じて企業の立地を強力に進めます。

<主要な施策・事業> 分譲工業団地造成事業

**観 光** 市の歴史、文化等の各種観光資源を生かし、宿泊、滞在型観光の展開を図ります。観光ルートの設定と近隣地域の観光拠点となりうるよう施設の整備と宣伝活動・情報発信に努めます。

観光施策とイベントをタイアップした集客体制を整え、土産品開発や食文化の伝承など地域の総合力を発揮して産業として成り立つ観光を目指します。

<主要な施策・事業> 観光施設・導入路整備事業  
観光展望休憩所整備事業  
観光地公園トイレ整備事業  
ふれあい休息所整備事業  
ふれあい公園整備事業  
森林居住環境整備事業フォレストアメニティ施設整備



**グリーンツーリズム** 安心院地域で先進的に取り組んできたグリーンツーリズムを新市の重要な施策と位置づけ推進します。

都市と農村の交流、共生により地域の活性化や農家所得の向上を図ります。

<主要な施策・事業> グリーンツーリズム推進事業  
グリーンツーリズム地域連携事業

**地産地消** 近年の食品の流通体制の変化や消費者の安全安心への指向により、地域の産物を地域で消費する活動が見直されています。

農産物等の直販施設の整備や学校給食への地場製品の提供、地場製品の愛用など地域の産業を地域で守る活動を進めます。

<主要な施策・事業> ふるさと祭り・文化祭・ワイン祭り

## ⑥賑やかな交流都市

### 人と人、市民と行政が協働する賑やかな交流都市

人と人、地域と地域、住民と行政のつながりを基本に、参加と協働と交流のまちづくりを進めます。ボランティアやNPOの活用、女性参画や国際交流などを通じて、賑やかな交流都市をめざします。

**地域コミュニティ** 力強い地域社会、個性あるコミュニティを形成するため、各地域の歴史・文化を個性として尊重し、それぞれの長所を生かした活動の支援と活性化を促します。

<主要な施策・事業> 地域イベント振興  
農業者トレーニングセンター改修工事  
中山間地域総合整備事業（交流施設基盤整備）

**まちづくり** 各地域における様々な分野の指導者の育成や地域リーダーの活動を支援します。地域の主体的なまちづくりの意識を高め、市民のふれあいを促進するため地域活動やまちづくり活動を援助します。

<主要な施策・事業> まち並み環境整備事業

**男女共同参画** 男女があらゆる分野で等しく責任と役割を分かち合いながら、社会参画していくことを目指します。性別にとらわれない意識づくり、男女の相互理解の学習を充実します。女性の就業支援や公的役職への登用促進を図り、女性の地位向上を推進します。

**NPO支援** 市民の自主的活動を促進し、より多くの市民が地域活動に参加する機会の拡大を図ります。NPO活動やボランティア活動などに関する情報を市民に提供し、活動の場の確保や組織の運営を支援します。

<主要な施策・事業> 地域振興基金事業

**国際交流** 合併前の市町で進めた国際交流活動は新市でも継承していきます。

市民レベルと教育・行政レベルでの層の厚い交流を進めます。  
また、交流機会の充実や新たな交流先の拡大を図っていきます。

**地域間交流** 合併前の市町で進めた地域間交流は新市でも継承していきます。

相手方の市町村の合併等も考慮して、相互理解のもとで新たな交流の手法を検討していきます。

**広報広聴公開** 開かれた施政推進と市民の参画を一層、促すため、行政情報の積極的な公開を行います。

市民の意見を聴くため、広聴制度の充実やアンケートの実施、インターネットの活用など住民参加システムの確立を図ります。充実した市民生活が送れるよう、身近な問題から市政運営まで幅広く情報の提供を行います。

広報紙の発行、ホームページの充実、無線による情報の提供等を行います。

**人材育成** 新市の全ての活動は、意欲のある人材から始まります。

新しいまちづくりを担う人材の確保が必要です。青少年の幅広い分野での豊かな視野、創造性、行動力に富んだ人材を育成します。

<主要な施策・事業> 人材育成事業

**定住促進** 過疎地域の定住対策を新市全体の均衡ある発展のため実施していきます。

市営住宅の整備や企業の誘致にあっては、地域のバランスに配慮して進めます。

<主要な施策・事業> 定住促進対策事業

## ⑦ 慎ましい未来都市

### 効率的な総合行政体、ふところの深い慎ましい未来都市

時代の変化に対応して、地域の課題に自らの判断と責任で行動できる総合行政体が必要です。効率的な行財政運営を第一義として、ふところの深い慎ましい未来都市をめざします。

**合理的行政・効率的財政** 地方分権社会の到来により、地方公共団体の自主性および自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが、様々な視点や側面から論じられています。

市町村合併により、地域ニーズや時代の変化を的確に捉え、これを政策化していくためには、効果的・効率的な行財政の運営が求められています。多様化・高度化する行政需要に対応するため、事務改善、組織機構の見直しなどによる行政のスリム化を実現していきます。

市町村合併による最大のメリットである行政の合理化、効率化を具現化するため、適切な職員数を確保し、ワンストップサービスや行政事務の電子化（証明発行事務、GISシステム導入等）など地域公共ネットワークシステムを活用した高度な行政システムを構築していきます。

庁舎については財政状況を十分に勘案しつつ、既存庁舎等の有効利用とあわせて地域住民に開かれたサービス拠点として機能するよう改修し窓口機能を確保します。

< 主要な施策・事業 > 市庁舎改修事業  
戸籍事務電算化  
庁内情報化システム・LAN構築

**広域連携** 交通網の充実や情報の発達により、市民の生活圏は拡大しています。

今後も行政需要の高度化・多様化に対応するため近隣市町村との連携を強化し、広域的な行政サービスの充実に努めます。

## VI 新市における県事業

V章新市建設の根幹となる事業で整理した主要事業のうち大分県が事業主体となって行う事業を再整理します。

幹線道路網の整備、河川・砂防事業、農村や農業施設の整備、漁港の整備など基盤整備関連事業が中心です。

施策の区分		主要事業
住みよい生活都市		
	道路・交通	県道整備事業
	防災・防犯	情報基盤緊急整備事業
	治水・治山	高潮対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 治山事業
豊かな田園都市		
	農業	畑地帯総合整備事業 農村振興総合整備事業 中山間地域総合整備事業 広域農道整備事業 一般農道整備事業 農免農道整備事業 水田農業活性化緊急排水対策事業 農地防災事業 農地保全事業 基幹水利施設補修事業
	水産業	広域漁港整備事業

## VII 公共的施設の統合整備

庁舎・出張所の統廃合、小中学校の統廃合等の公共的施設の統合整備については、特に住民生活との関わりが深いため、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランスや財政事情も考慮の上、検討を進めます。

合併に伴う、支所の設置、小中学校・分校・幼稚園などの在り方、生涯教育施設やスポーツ施設の統廃合、保健・福祉施設の配置など公共施設の整備は、住民生活との関連が深いものです。住民の生活に激変が起こらないよう配慮することは当然ですが、地域の特性や地域間のバランスに配慮して、効率的で利用しやすい公共施設の適正配置と整備に努めます。

新市の公共施設の整備計画の作成にあたっては、財政計画との均衡を図ることを第一義に、現存施設の有効利用と旧市町間での類似施設の相互利用等を十分に検討していきます。

各市町が課題としてきた旧市町村ごとの公共施設整備計画との摺り合わせを行い、合併問題住民説明会などの意見を参考にして、合理的な整備をめざします。

## VIII 財政計画

### (1) はじめに

財政計画は、新市の財政運営の指針として、平成17年度から平成36(2024)年度までの20年間について、健全な財政運営を行うことを基本に、普通会計の歳入・歳出について作成しました。

作成にあたっては、税制や地方財政制度については、現行制度を前提とし、過去の実績に基づき、経済情勢や人口の推移等を勘案しました。

### (2) 主な歳入・歳出項目の算定条件等

#### ① 歳入

- ・ 市税 平成29年度決算を基準に人口推計、税制改正、前年度伸び率（総務省試算）を反映
- ・ 地方交付税 平成29年度決算を基準に合併算定替、前年度伸び率（総務省試算）等を反映
- ・ 地方特例交付金 平成29年度決算を基準に一定で推移
- ・ 国庫支出金及び県支出金 投資的経費や扶助費の推移に連動
- ・ 地方債 臨時財政対策債は、前年度伸び率（総務省試算）に基づき算定。合併特例債、過疎債及びその他の地方債は、投資的経費に基づき算定
- ・ 諸収入 平成29年度決算を基準に一定で推移

## ② 歳出

- ・ 人件費 平成29年度決算及び第三次宇佐市行財政改革ビジョンに基づき算定
- ・ 物件費 平成29年度決算及び第三次宇佐市行財政改革ビジョンに基づき算定
- ・ 維持修繕費 平成29年度決算に基づき算定
- ・ 扶助費 平成29年度決算を基準に人口、高齢者人口、年少人口等の推移に連動
- ・ 公債費 既発債に係る償還費用は、償還表に基づき算定。  
平成29年度以降の発行予定債に係る償還費用は、一定の償還条件に基づき算定
- ・ 積立金 合併特例債による地域振興のための基金等積立てを算定
- ・ 繰出金 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計に係るものは、人口、高齢者人口に連動。  
その他は、水道事業、下水道事業の動向を考慮
- ・ 投資的経費 平成29年度決算、宇佐市総合計画並びに第三次宇佐市行財政改革ビジョンに基づき算定



### (3) 財政計画

#### ①普通会計歳入

(単位：百万円)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
地方税	5,620	5,546	5,949	6,115	5,812	5,900
地方譲与税	713	882	494	473	447	441
地方特例交付金	218	175	54	85	99	110
利子割交付金	33	19	24	25	21	20
配当割交付金	7	14	16	5	5	6
株式等譲与所得割交付金	12	10	9	2	3	2
地方消費税交付金	560	592	578	536	559	558
ゴルフ場利用税交付金	1	1	1	1	0	0
自動車取得税交付金	175	175	170	148	95	78
交通安全対策特別交付金	11	12	12	11	11	11
地方交付税	9,321	9,084	8,999	9,136	9,375	9,857
分担金及び負担金	409	398	390	359	416	616
使用料及び手数料	638	686	668	644	599	593
国庫支出金	2,983	2,678	2,605	2,717	5,030	5,580
県支出金	2,408	2,260	2,016	3,561	2,205	2,284
財産収入	42	33	300	84	57	106
寄付金	14	13	8	21	17	40
繰入金	1,152	177	724	60	313	52
繰越金	592	569	368	437	523	811
諸収入	336	993	232	250	267	334
地方債	2,892	2,384	2,363	1,937	1,879	2,563
歳入合計	28,137	26,701	25,980	26,607	27,733	29,962

(単位：百万円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5,894	5,998	6,002	5,990	5,979	6,094	6,181	6,157
430	402	383	366	383	304	303	302
91	19	19	20	22	25	27	31
14	12	11	10	9	6	10	9
7	6	13	26	20	12	17	19
2	2	17	19	19	8	19	17
542	535	531	650	1,091	981	1,013	1,054
0	0	0	0	0	0	0	0
67	84	71	34	52	46	65	61
10	10	10	9	10	9	9	10
9,876	9,918	9,732	9,465	9,468	9,042	8,856	8,596
396	366	380	359	225	189	204	206
671	669	676	666	656	636	633	671
3,837	3,906	4,799	4,481	4,949	4,532	4,679	5,131
2,692	2,442	2,482	2,657	2,802	2,829	2,968	3,182
47	54	192	105	105	169	349	18
18	38	65	35	52	117	57	133
334	57	437	622	876	2,242	2,587	2,861
730	945	650	901	864	594	689	652
236	236	256	252	268	333	484	283
2,187	2,880	2,737	2,383	2,802	1,785	3,538	4,238
28,081	28,579	29,463	29,050	30,652	29,953	32,688	33,631

(単位：百万円)

平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	合計
6,156	6,012	5,859	5,840	5,806	5,772	118,682
302	302	302	302	302	302	8,135
34	34	34	34	34	34	1,199
9	9	9	9	9	9	277
19	19	19	19	19	19	287
17	17	17	17	17	17	243
1,054	1,209	1,364	1,364	1,364	1,364	17,499
0	0	0	0	0	0	4
61	61	61	61	61	61	1,687
10	10	10	10	10	10	205
8,373	8,442	8,653	8,800	8,950	9,103	183,046
206	206	206	206	206	206	6,149
671	671	671	671	671	671	13,132
6,167	5,498	5,309	5,514	5,284	5,064	90,743
3,179	3,229	3,220	3,250	3,281	3,312	56,259
0	0	0	0	0	0	1,661
100	100	100	100	100	100	1,228
2,835	710	989	832	500	500	18,860
0	0	0	0	0	0	9,325
283	283	283	283	283	283	6,458
6,011	2,946	4,339	1,655	1,689	1,724	54,932
35,487	29,758	31,445	28,967	28,586	28,551	590,011

(3) 財政計画

②普通会計歳出

(単位：百万円)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
人件費	6,840	6,626	6,801	6,419	6,007	5,954
扶助費	4,156	4,154	4,344	4,499	4,745	5,565
公債費	3,724	3,800	3,798	3,719	3,516	3,223
投資的経費	4,642	3,404	2,251	3,730	2,790	4,662
物件費	2,807	2,572	2,411	2,283	2,616	2,614
補助費等	1,267	1,226	1,753	1,185	2,100	1,140
繰出金	2,914	2,901	2,770	2,902	2,950	3,131
維持補修費	293	270	257	190	166	247
積立金	349	915	455	489	1,147	1,556
投資及び出資金・貸付金	76	65	203	68	65	80
歳出合計	27,068	25,933	25,043	25,484	26,102	28,172

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
5,330	5,203	5,146	5,096	4,897	5,153	5,362	5,436
5,854	6,138	6,149	6,639	6,708	7,438	7,299	7,297
3,251	3,062	2,961	2,872	2,858	2,933	2,981	2,903
2,980	4,309	3,977	4,101	4,837	2,844	5,317	5,971
2,825	2,775	3,108	3,139	3,313	3,336	3,282	3,328
1,177	1,226	1,225	1,353	1,814	2,034	2,050	2,021
3,149	3,179	3,291	3,452	3,761	3,574	3,246	3,505
224	282	270	268	298	281	285	215
925	678	1,159	185	490	668	1,071	738
81	77	77	78	84	64	64	64
25,796	26,929	27,363	27,183	29,060	28,325	30,957	31,478

(単位：百万円)

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	合計
5,139	5,400	5,305	5,192	5,419	5,656	112,381
7,444	7,599	7,714	7,831	7,957	8,085	127,615
3,019	3,083	2,984	2,926	2,856	2,788	63,257
12,500	5,839	5,705	5,699	2,539	2,550	90,647
3,447	3,397	3,384	3,387	3,403	3,419	60,846
1,986	2,778	2,702	2,516	2,887	2,900	37,340
3,681	2,914	2,809	2,812	2,816	2,820	62,577
215	215	215	215	215	215	4,836
177	164	164	164	164	164	11,822
64	64	64	64	64	64	1,530
37,672	31,453	31,046	30,806	28,320	28,661	572,851